

新たな外国人材の受入れ制度
2019年4月1日からスタート!

外国人向け

在留資格

「特定技能」

が創設されます

今回の制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。



特定技能1号※

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認められない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

※在留資格「特定技能」には、特定技能1号と特定技能2号の2種類があります。特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

法務省入国管理局

1号特定技能外国人の受入れ手続の概要

海外から来日する外国人

日本国内に在留している外国人
(中長期在留者)

新規入国予定の
外国人

技能実習2号を
良好に修了した外国人

技能実習2号を
良好に修了した外国人

留学生など

技能試験及び
日本語試験に合格

技能試験及び日本語試験は免除

技能試験及び
日本語試験に合格

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等
健康診断の受診

在留資格認定証明書交付申請

※受入れ機関の職員等
による代理申請

在留資格変更許可申請

※原則本人申請

地方出入国在留管理局

在留資格認定証明書交付

在留資格変更許可

査証申請

在外公館

査証発給

入国

〔外国人本人の要件〕

- 18歳以上であること
- 技能試験及び日本語試験に合格していること
(技能実習2号を良好に修了した外国人は免除)
- 特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
- 保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
- 自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること
など

〔入国後(又は在留資格の変更後)、遅滞なく実施すること〕

- 受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
- 住居地の市区町村等において住民登録
- 給与口座の開設
- 住宅の確保
など

受入れ機関での就労開始



特定産業分野と従事する業務

	特定産業分野	分野所管行政機関	従事する業務
1	介護	厚労省	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1試験区分]
2	ビルクリーニング		・建築物内部の清掃 [1試験区分]
3	素形材産業	経産省	・鋳造 ・工場板金 ・機械加工 ・金属プレス加工 ・機械検査 ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・ダイカスト ・溶接 ・めっき ・塗装 ・鍛造 ・機械保全 [13試験区分]
4	産業機械製造業		・鋳造 ・溶接 ・プリント配線板製造 ・機械保全 ・電子機器組立て ・塗装 ・鍛造 ・工業包装 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・仕上げ ・鉄工 ・ダイカスト ・機械加工 ・電気機器組立て ・機械検査 ・工場板金 ・めっき [18試験区分]
5	電気・電子情報関連産業		・機械加工 ・機械保全 ・めっき ・仕上げ ・プラスチック成形 ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・工場板金 ・溶接 ・工業包装 ・電子機器組立て ・金属プレス加工 ・塗装 [13試験区分]
6	建設	国交省	・型枠施工 ・左官 ・電気通信 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・トンネル推進工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ/表装 ・コンクリート圧送 ・鉄筋施工 [11試験区分]
7	造船・船用工業		・溶接 ・機械加工 ・仕上げ ・鉄工 ・塗装 ・電気機器組立て [6試験区分]
8	自動車整備		・自動車の日常点検整備, 定期点検整備, 分解整備 [1試験区分]
9	航空		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務, 手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体, 装備品等の整備業務等) [2試験区分]
10	宿泊		・フロント, 企画・広報, 接客, レストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1試験区分]
11	農業	農水省	・耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等) [2試験区分]
12	漁業		・漁業(漁具の製作・補修, 水産動植物の探索, 漁具・漁労機械の操作, 水産動植物の採捕, 漁獲物の処理・保蔵, 安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理, 養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理, 安全衛生の確保等) [2試験区分]
13	飲食料品製造業		・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工, 安全衛生) [1試験区分]
14	外食業		・外食業全般(飲食物調理, 接客, 店舗管理) [1試験区分]

よくある御質問

Q : 母国における外国人の学歴は必要ですか。

A : 学歴については、特に求めています。なお、特定技能外国人は、18歳以上である必要があります。

Q : 特定技能2号は、どの分野で認められますか。

A : 「建設分野」, 「造船・船用工業分野」で認められます。

Q : 技能実習2号から特定技能1号に移行する場合、技能実習で従事していた活動と特定技能で従事する活動との間の関連性についてはどの程度求められるのですか。

A : 各分野の分野別運用要領において特定技能外国人が従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性がそれぞれ明記されていますので、そちらをご確認ください。

制度全般, 入国・在留手続, 登録支援機関等についての問合せ先はこちら

法務省

官署名	住所	連絡先
法務省入国管理局総務課広報係	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111(2737)
札幌入国管理局総務課	北海道札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-261-7502
仙台入国管理局総務課	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	022-256-6076
東京入国管理局総務課	東京都港区港南5-5-30	03-5796-7250
東京入国管理局横浜支局総務課	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	045-769-1720
名古屋入国管理局総務課 ○受入れ・共生関係 総務課 →審査管理部門(2019年4月1日以降) ○在留資格「特定技能」関係 就労審査部門 →就労審査第二部門(2019年4月1日以降)	愛知県名古屋市港区正保町5-18	総務課 052-559-2150(代) 審査管理部門 052-559-2112 就労審査部門 052-559-2114
大阪入国管理局総務課	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	06-4703-2100
大阪入国管理局神戸支局総務課	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎	078-391-6377(代)
広島入国管理局入国・在留審査部門 →就労・永住審査部門(2019年4月1日以降)	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎	082-221-4412(代)
高松入国管理局総務課	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5852
福岡入国管理局総務課	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第一法務総合庁舎	092-717-5420
福岡入国管理局那覇支局審査部門	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-832-4186

○2019年4月1日から, 入国管理局は出入国在留管理庁に組織改編します(住所・電話番号は変更なし)。
○在留資格「特定技能」の詳細については, 法務省HPを御参照ください。→「法務省 特定技能」で検索☆

特定産業分野に関する問合せ先は法務省HPを御参照ください